

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成24年1月10日

石川県監査委員 藤井義弘
同 米光正次
同 安田慎一
同 織田静代

(別紙)

石公委第80号
平成23年12月15日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

平成23年11月30日付け石監査第488号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期すよう厳重に注意してください。	小松警察署	署員の交通事故防止対策として、 <ul style="list-style-type: none">○ 招集時の署長訓育及び幹部会議を通じ、時節に応じた具体的な安全運転指示の徹底○ 副署長から当直勤務申告時に天候に配慮した運転の注意事項を当直員に指示○ 訓練コースを設定した上で、若手警察官の運転する車両に指導員が同乗し運転技能等の確認訓練を実施○ 招集時に署員が運転時の実体験を発表し、交通事故防止に対する意識を共有化○ 該当職員に対する幹部の特別指導及び安全運転研修所での受講による安全運転意識の再認識 等を鋭意推進し、公私を問わず交通事故防止の徹底を期しています。

